

## 第1回交通基本法検討会 議事要旨

日時：平成21年11月13日(金) 17:45～19:15

場所：国土交通省8階国際会議室

有識者：

秋山 哲男 氏 首都大学東京大学院都市環境科学研究科教授

土居 靖範 氏 立命館大学経営学部教授

上岡 直見 氏 交通権学会副会長

板谷 和也 氏 財団法人運輸調査局調査研究センター副主任研究員

有識者からの主な御意見：

- ・ 交通基本法の制定については、自治体を含む国民的な取組みを促す観点から賛同(ただし、交通権や移動権についてはこれを規定すべきとする意見と、慎重に考えるべきとする意見があった)。
- ・ 自動車は一見便利だが、高齢化社会が進展していくと、むしろ社会参加が阻害される面がある。環境負荷低減のためモーダルシフトが必要。
- ・ 持続的な地域公共交通の確保のためには、国か地方かの二元論ではなく、国・地方が連携して取り組むべき。また、財源や基金の確保が課題である。
- ・ 自治体には地域公共交通を担う人材が育っていないところがあり、国は地方にビジョンを考え推進していく人を育てることが大事。支援措置もこれを後押しするものとするべき。
- ・ これまでは健常者の生活交通と移動制約者の福祉輸送は別々に対応が行われてきたが、今後は統合すべき。
- ・ 自治体にビジョンがなく、まちづくりに関する交付金事業を展開するといった悪い事例もある。都市をつくるには長い時間がかかり、人材の育成が重要。
- ・ 日本の街は美しくないのは、交通とまちづくりの連携不足が原因。交通基本法には、この連携が重視される記述を盛り込むべき。
- ・ 交通基本法が制定されているフランスでは、1982年制定後、随時見直されてきており、問題を一挙に解決しようとせず漸次的に改良している。

以上